

明けましておめでとうございます。

皆さまにおかれましては素晴らしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。富田事務所は本年も「明朗・誠実・一生懸命」をモットーに業務に邁進する所存です。

毎年、靖国神社に初詣に行くついでに北の丸公園を散歩しますが、内部にある旧・近衛師団司令部庁舎(現・国立近代美術館)を必ず見に行きます。煉瓦造りで皇居を見守るように威風堂々としていながら、片隅で忘れ去られたような昔の遺構・・・限りない哀愁を覚えます。



少額訴訟の傍聴に行きました

簡易裁判所の民事手続には、民事訴訟、民事調停、支払督促といった140万円以下の事件を扱うものがありますが、特に平成15年の民事訴訟法改正で取り扱い枠が広げられ、現在は60万円以下まで取り扱ってくれる少額訴訟は便利です。原則として1回の審理で紛争解決を図ることができるスピーディな手続です。

ちなみにこの少額訴訟を傍聴したい場合、事前に予約などはいりません。

私は、知人が少額訴訟の原告となったので、念のため本人の了承を得て、11月30日に霞が関にある東京簡易裁判所民事部を訪れました。

丸テーブルに原告・被告・裁判官・書記官・司法委員が着席し、傍聴席の最前列に私が座りました。初めに手続き説明があり、この手続きに異議がないかの確認をとります。異議があれば通常訴訟に移行しますが、原告・被告ともに和解に向きたいと言います。原告は訴状、被告は答弁書によって各々既に主張していますが、その内容の確認、当事者への質問が、証拠調べとともに進みます。さらに原告、被告の個別の和議調停(この間は傍聴禁止でした)が2度ずつ入り、最後に両者が再び揃って和議判決となりました。

今回は敷金返還請求で、いわゆる「敷引き」が最大の争点となりました。敷引きはいくつも無効判例が出ております。もし重要事項説明書も契約書も整っていたとしても、少額訴訟で敷金は返還される可能性が高いのです。しかし世の中には今まで諦めていた方が多いかもしれません。今回の原告は本当に勇気があったと思います。

司法委員は当初から「和解不成立として判決を出してもいいんだが、できれば和解しないか?」と言い、全額返還までは至りませんでした。原告は満足していたようでした。被告としては、今回は半年間という短期貸しで不都合が生じるから特約設定したと主張しますが、司法委員は「それならば賃料に反映させるべきであり、きちんと原告に説明すべきである」と言いました。最終的に被告が原告に支払う額は「解決金」となり、今後一切の両者の債権債務はなくなりました。

はじめての会社設立②

(前号からのつづき)。6月30日。税理士先生の事務所を辞し、歩いて1分の富田事務所に社長様をお連れして、打合せの続きをしました。以降すべて税理士先生を介さず、マンツーマンのやり取りとなります。まだ説明していなかった費用・報酬額の確認などでした。

社長様にお帰り頂いて、直ちに赤羽公証役場(富田事務所より自転車で5分)に電話し、公証人先生に初めてのご挨拶がてら定款作成のご指導を仰ぎたい旨を伝えました。幸いお手隙であったようで夕方5時間際に初訪問しました(菓子折り持参)。元検事さんらしい公証人先生は人品卑しからぬ高潔なお人柄という感じで、のっけから「近頃の行政書士や司法書士の先生は条文をよく読んでないからいかん。資格試験の時だけよく勉強しているくせに」と注意されました。呆気にとられました。私が会社定款を作成したいのです、と言いますと、丁寧に今後の手順を説明して下さい、「法務局より日公連(日本公証人連合会)のホームページの方が、定款の書式は正確だから、それに則って作りなさい」とアドバイスを受けました。私が自己紹介したり軽い世間話をしている内にあっという間に時間が経ち、「もう5時だよ」と先生が仰り、慌てて蹴るように席を立つと、先生はニヤッと「冗談だよ」と笑いました。

翌7月1日からガンガン定款の原案、また登記申請書式を作りました。原案を社長にメール。委任状書式を添付し、定款認証のための費用、「目的」や現物出資の有無の確認の文面を載せました。折しも別件として、雇用助成金申請の出張相談を品川の社会保険労務士の先生から依頼されていて、登録1カ月・開業数日の当時の私はパニック寸前で走り回っていたと思います。

2日に社長様から電話があり、様々な確認事項を聞き出し、現物出資はなしでよい旨。委任状や初期費用は8日にご持参頂くということでした。同日、公証役場に定款案を初FAX。程なくしてコールバックがあり、若干の修正を命じられ、定款認証の予約を6日にとりました。委任状を提出する際に私の行政書士職印を押印しますが、職印証明書が必要と言われました。すぐに東京都行政書士会へ問合せし対応願いました。社長様が実質ワンマンのためか大変ご多忙のため、認証の予約日時も変更、再変更となり、結局10日14時に落ち着きました。(次号につづく)

相続で知っておくとちょっと便利な話(4)

ある男性が妻を受取人とする生命保険金を契約していました。これを遺言で子供に相続させたい！ できるでしょうか？ 答えはNO、生命保険金は受取指定された時点で妻の固有財産であり原始取得するので、相続財産(承継取得)となり得ないのです(相続税の計算上では相続財産とみなされます)。

けれども有難いことに大抵の保険約款では「指定変更権の留保」を謳っています。保険法でも遺言で受取人変更を記載することを認めています。今回は子供に相続させることはできませんが、受取人変更すればよいのです。ただし保険者(保険会社)に通知しませんが、対抗要件となりません。

再び借地借家ラフソディ

再び地元の議員さんに誘われ、12月5日の無料相談会に立ち会ってきました。9月19日の折と同じく、足立区の弁護士先生が相談者となりました。

今回も借地借家関係の相談が圧倒的に多かったです。

例えば借地の坪数表示トラブルがございました。あるご夫妻がいて、夫の亡姉が契約者となっていた借地名義を夫が引継ぎました。しかも更新(20年)の時期が間近に迫っています。ところが契約書を確認したところ、初めて契約した折は、実測図に基づいた坪数が小数点第2位まで細かく記載されていたのに、その20年後の更新時には小数点以下が省略され綺麗な整数となってしまうのです。現実の借地面積は減っていないにもかかわらず、坪数は減っていたのです。

さらにこの借地は月額トータル払いであり、坪単価ごとの算出になっていませんでした。ここは更新に際して、まず正確な坪数に修正し、坪単価の支払いとした方が良いでしょう、その方が貸主も喜ぶだろうというアドバイスになりました。またこの借地の更新料は坪単価10万円とかなり高額でした。相場として5%程度ではないかと思われまます。

もう一つの事例として立ち退き問題がありました。あるアパートに30年以上暮らしていた老婦人がいましたが、マンション建替え計画が始まったということでした。借家の更新拒絶の正当事由の判断の根拠は、まず何とんでも立ち退き料、引っ越し代など実費を併せた金銭的補償です。貸主が、立退料を提供すれば正当事由が補完され、契約解除が認められる、という考え方がいくつもの判例で出されています。弁護士先生は「現在の家賃と新居の家賃の差額の3年分を補償してもらうのが相当ではないか」と仰いました。これがバブル時代には、「今まで支払った家賃全額」という今となっては夢のような話もあったそうです。

著作権相談員の講習を修了

東京都行政書士会主催による著作権相談員養成講習を修了しました。文化庁、(社)著作権情報センター、(財)ソフトウェア情報センターへ提出する同会著作権相談員名簿に冨田行政書士が掲載されます。

著作権法上でいう「再放送」という概念は、私たちが普段考えているものと異なります。例えば「水戸黄門」が以前放映されていたのと同チャンネルで流されていますが、正確には「リピート放送」というそうです。本来の再放送とは、受信したものを他局で流すものを指します。テレビ埼玉で現在「必殺・中村主水シリーズ」(大好きなんです/笑)が流されています。これはかつてテレビ朝日で流されていたものですから、これが本当の「再放送」となるわけでしょう。

以前、私の母校大学の「懸賞論文事件」では、集まってきた多数の論文の語句の送り仮名を、大学側で統一して勝手に修正してしまったところ、違法であるという判決が出ました。自分の著作物の内容・題号を自分の意に反して改変されない権利で同一性保持権と言います。たかが送り仮名と言えどまずいのです。

行政書士は著作権登録、コンピュータープログラム登録などの業務を承れます。ご興味のある方はいつでもご相談にいらして下さい。

情報セキュリティを考える

11月25日に友人の行政書士の勧めで、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の主催による「情報セキュリティセミナー マネジメントコース」を受けてきました。企業や事業所が情報資産(顧客情報、企業情報など)を守るにはどう対処すれば良いか、また必要な時に必要な人が正しく安全に情報を使えるようにするには、さらにお客様に迷惑をかけないようにするには、ということをおぼろげに学ぶ講習会でした。

私は基本的にパソコン音痴で、この講習会もてっきり難しいIT・カタカナ用語ばかり聞かされるのかと錯覚していました。しかしそれは間違いで、セキュリティ対策とはお金のかかる小難しいシステムの導入だけではありません。実際、ウイルス対策や不正アクセス対策のソフトをインストールさえしておけば万全という保証はありません。むしろ個人の日常行動、企業内の体制・ルールの徹底の方が大事なのです。

考えてみて下さい。例えば勤め先をその日に退社する際、自分の机の上の書類をきちんと片づけてから帰っていますか？机の上に放置した情報は誰かに持ち去られる危険にさらされています。重要情報が記載された書類をシュレッダー等で処分することなく、平気でゴミ箱に丸めて捨て、ゴミ収集日に戸外に出してはいませんか？

以下、意外と忘れられがちで、どなたでも割とすぐに取り組めるセキュリティ対策をご紹介します。●パソコン・携帯電話のパスワードロック ●USBメモリーなど持出しデータの暗号化 ●シュレッダー処分 ●事務所(情報保管室)立入者の記録帳をつける ●ノートパソコンを退社時に引き出しにしまう・・・等々

富田事務所で既に心がけていたことも多々ありましたが、今回の講習会以降、離席の度にコンピューターロックをかけ、毎日退社時には外付けバックアップ用ハードディスクを鍵付きロッカーにしまうようにしました。

個人情報の保護は社会的責任であり、企業の社会的信用の向上・維持に繋がります。何万件のデータが流出したというニュースは毎日のように報道されていますし、情報セキュリティ対策が甘い企業には、元受け会社から「あそこに下請けを出すのは辞めよう」と敬遠され、仕事が回ってこなくなるかもしれません。

「行政書士会でもセキュリティポリシー向上のために、講習会を実施すると良いですね」と友人の行政書士と話しました。S先生、いつも貴重な講習会をご紹介頂き感謝します。(パソコン管理やメールのセキュリティ対策は後号でご紹介します)

平成22年1月5日発行 (不定期発行) 第6号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽 2-31-3 タグチコーポ 101号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩8分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

建設・宅建、会社設立、相続、内容証明、各種許認可